

訳語について

本書では、英仏語を翻訳する際に、各章のあいだで訳語の統一に留意した。主要な用語については一覧表に示すとおりだが、幾つかの点について、あらかじめ説明を加えておきたい。

1. 土地所有権にかかわる用語について

日本のアフリカ研究においては、「土地所有」という言い方を避けて「土地保有」という用語を用いるべきだとの議論がある。日本で最も早くアフリカの土地制度に関する実証的研究に着手した一人である吉田昌夫は、共同体的土地制度にかかわって「所有」という言葉を避ける理由を次のように説明している。アフリカ農村部においては、いわゆる共同体的土地制度が卓越している。この共同体による土地利用に関しては、「従来しばしば慣習的な土地保有制度を、共同所有 (Communal ownership)、私的所有 (Individual ownership) という対極概念のいずれかに組み入れるという操作が行われてきた。しかしこの場合の共同所有として叙述されている土地には…… (中略) …… 西欧的な近代法で使用されている意味での共同所有関係……が存在しているのではない」(吉田 1975, 8)。すなわち吉田は、共同体的土地制度における共同性のみ注目し、重層性(同一地片に複数の権利主体が存在する)などの多様な側面に注意を払ってこなかった先行研究を批判し、共同体的土地制度が今日の共同所有と異なる事実を明示するために、「土地所有」ではなく「土地保有」という用語を選択するとしている。これは、大塚史学の共同体理論(大塚 1970)に基づいてアフリカの土地所有制度を分析した赤羽裕の議論(赤羽 1971)に対する反論という意味も込められた、重要な指摘である。

この指摘をふまえたうえで、本書では「土地所有」と「土地保有」という

用語の使い分けについて、次のように考える。今日、アフリカにおける土地制度の重層性に対する認識は深まり、そこで近代的な共同所有関係が前提にされないという認識は、学術的には普通に受け入れられるようになった。一方で、所有権 (property rights) を「人と物との関係の側面において現れる人間と人間との関係」(川島 1987, 10) ととらえ、私的所有 (private property rights) をその特殊な一形態とみる理解が研究者、実務家を問わず一般的になっている (Moore 1998, 33; UN-HABITAT, IIRR and GLTN 2012, 12; Rights and Resources Initiative 2012, 27-34)。その意味で、“property (rights)” に対応する日本語として「所有 (権)」を用いても、吉田が危惧した誤解は招かないと思われる。アフリカの土地制度は急速に変化しており、そこには排他的な私的所有も含めた多様な関係性が存在する。「土地保有」という言葉を一律に用いることは、そうした多様性を反映しにくい。本書では、所有権を権利の束の多様な組み合わせととらえ、私的所有はその一部とみなす。土地所有権には、「土地を通行する権利」「土地に樹木を植える権利」「土地を賃貸する権利」「土地を売却する権利」「土地を相続する権利」「土地に埋葬する権利」など、さまざまな権利の多様な組み合わせがあり得るが、私的所有はそのなかでも特定個人に幅広くかつ強力な権利を保障する特殊な組み合わせといえる。また、「土地所有」という言葉が土地をめぐる権利関係に焦点を当てているのに対して、「土地保有」という用語は土地利用なども含めた幅広いスコープをもつ。本書では、このような理解に基づいて「土地所有 (権)」と「土地保有 (権)」とを使い分け、“property (rights)” に対応する日本語としては「所有 (権)」を採用する。

“fee simple”, “fee tail”, “life estate”, “freehold”, “leasehold” は英国の土地所有権制度に深くかかわるため、訳語については國生 (1990) を参考にした。ただし、“freehold” と “leasehold” については、同書でそれぞれ「自由保有」「リース権」と訳されているものの (英語でそのまま記載されていることも多い)、われわれの研究会では土地に関する権利であることを明示する方がよいと思い、それぞれ「自由土地保有権」「土地リース権」と訳した。

また、旧仏領、旧ベルギー領植民地でみられる国有地の概念“(terres du) domaine public de l’Etat” および“(terres du) domaine privé de l’Etat”の訳出に際しては、山口(2002)を参考に訳語を決めた。

土地権利証書に関しては、“title deed”, “certificate”, “titre foncier”(仏語), “certificat foncier”(仏語)など、さまざまな用語が使われており、それぞれ意味内容が異なっている。國生(1990)は“deed”に「累代証書」の訳を当てており、一定区画に対する歴史的な所有権の変遷を示す証書という含意が汲み取れる。本書ではあえて訳語の統一を図らず、各章で各国の具体的な法律に則して土地権利証書に類する用語を使う場合には、原語を表記するようにした。

2. 法律関連用語について

“law”は法を意味する一般的な用語であるが、狭義には議会で採択された法を指す。その点は“act”も同様である。“bill”は議会で提案された法案を指す。一方“decree”と“ordinance”は、議会で採択された法律とは異なり、国家元首など行政部門から発せられた命令・規則である。ただし、両者の区別については判然としない。使用される頻度としては“ordinance”の方が多い。“decree”は、タンザニアの1895年“Imperial decree”で使われるほか、ソマリアでは植民地期初期から独立後まで使われている。とりあえず両者を区別するという観点で、「布告」「条令」という訳語を当てた。

仏語圏の“décret”, “ordonnance”は、双方ともよく使われる用語である。ただし、“ordonnance-loi”といった用法がみられるなど、議会で採択された法律にも使われる可能性があり、英語圏とは使用法が異なる。そのため、先行研究に倣い、「デクレ」「オルドナンス」と表記する。

主要訳語一覧

act	法／法令
bill	法案
Crown land / Kronland	王領地
concession	コンセッション
constitution	憲法
decree	布告
décret	デクレ
(terres du) domaine public de l'Etat	行政財産国有地
(terres du) domaine privé de l'Etat	普通財産国有地
executive council	行政評議会
fee simple	絶対的所有権
fee tail	限嗣所有権
freehold	自由土地保有権
governor	総督
land tenure	土地保有
law	法／法律
leasehold	土地リース権
legislative council	立法評議会
life estate	生涯所有権
loi	法／法律
loi organique	基本法
native reserve	原住民居留地
ordinance	条令
order in council	勅令
ordonnance	オルドナンス
property (rights)	所有（権）
regulations	規則
right of occupancy	占有権

[参考文献]

<日本語文献>

- 赤羽裕 1971. 『低開発経済分析序説』 岩波書店.
大塚久雄 1970. 『共同体の基礎理論』 岩波書店.
川島武宣 1987. 『新版 所有権法の理論』 岩波書店.
國生一彦 1990. 『現代イギリス不動産法』 商事法務研究会.
山口俊夫 2002. 『フランス法辞典』 東京大学出版会.
吉田昌夫 1975. 「アフリカにおける土地保有制度の特質と農業社会の変容」 吉田昌夫編『アフリカの農業と土地保有』 アジア経済研究所 1-12.

<外国語文献>

- Moore, Sally Falk 1998. "Changing African Land Tenure: Reflections on the Incapacities of the State." *European Journal of Development Research* 10 (2) : 33-49.
Rights and Resources Initiative 2012. *What Rights? A Comparative Analysis of Developing Countries' National Legislation on Community and Indigenous Peoples' Forest Tenure Rights*. Washington, D.C.: Rights and Resources Initiative.
UN-HABITAT, IIRR (International Institute of Rural Reconstruction) and GLTN (Global Land Tool Network) 2012. *Handling land: Innovative tools for land governance and secure tenure*. Nairobi: UN-HABITAT.